

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。